民法　司法令４－３６　肢ア

第１　肢の結論

正しい

第２　債権譲渡の承諾の相手方

１．問題の所在

債務者が債権譲渡を承諾する場合、相手方は誰に行うべきか。

譲渡人に対して行うべきか、譲受人に対して行ってもよいか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

譲渡人または譲受人のいずれかに対して承諾があれば、債権譲渡の効力を債務者に対抗できる（４６７条１項）。

よって，肢は正しい。

（２）理由

まず、債権譲渡の効力を債権者側から債務者に対抗するには、譲渡人から債務者への通知が必要である（４６７条１項）。

なぜなら、譲受人からの通知で債務者対抗要件を認めると、虚偽の通知がなされたときに債務者に二重弁済の危険が生じるからである。

そこで、債務者からの承諾が、債権者側からの通知の手続の逆とみれば、譲渡人に承諾をしなれば、債権譲渡の効力を債務者に対抗できないとも思える。

しかし、この結論は不都合である。

仮に譲渡人への承諾を要すると、譲渡の通知前に譲受人から請求があって、債務者が譲渡を認めて弁済した場合、無権利者への弁済になってしまう。

なぜなら、譲渡人への承諾がない以上、債権者が譲渡人になってしまうからである。この結論は、迅速に弁済をした債務者が害され不当である。

したがって、債務者を保護すべく解釈する必要がある。

債権譲渡の通知を譲渡人から必要とした趣旨は、二重払いを防止するという債務者保護のためである。したがって、債務者が承諾するぶんには、自ら二重払いのリスクを背負うことを承諾しているとみなせる。

よって、債務者の自由な意思を尊重して、譲渡人、譲受人いずれに対しても承諾をすれば債務者対抗要件は具備されると解する。

以上